

社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第7条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員及び評議員の職務の対価として報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は月額をもって支給する。

3 常務理事には、賞与として期末手当及び勤勉手当を6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において支給する。

4 常勤役員に対する退職手当は支給しないこととする。

5 非常勤役員及び評議員には、理事会、評議員会等への出席等、必要の都度、報酬として定額を支給する。

(報酬の額)

第4条 常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。

3 常務理事の期末手当の額は、別表1に定められた報酬月額に100分の60を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 4 常務理事の勤勉手当の額は、別表 1 に定められた報酬月額に 100 分の 60 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間及び勤務の成績を基に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	期間率	勤務期間	期間率
6 月	100%	2 月 15 日以上 3 月未満	40%
5 月 15 日以上 6 月未満	95%	2 月以上 2 月 15 日未満	30%
5 月以上 5 月 15 日未満	90%	1 月 15 日以上 2 月未満	20%
4 月 15 日以上 5 月未満	80%	1 月以上 1 月 15 日未満	15%
4 月以上 4 月 15 日未満	70%	15 日以上 1 月未満	10%
3 月 15 日以上 4 月未満	60%	15 日未満	5%
3 月以上 3 月 15 日未満	50%	0	0

- 5 評議員に対する報酬は、別表 3 に定める額とする。

(費用弁償の額)

第 5 条 役員及び評議員がその職務のため出張した場合は、別に定める本会旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給日)

第 6 条 常勤役員の報酬は、毎月 21 日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、別に定める本会職員給与規程の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等並びに常勤役員の旅費は、必要の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第 8 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(勤務時その他の条件)

第 9 条 常勤役員の会長は、概ね週 2 日、本会の業務に従事する。

- 2 常務理事の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項は、別に定める本会就業規則を準用する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月2日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬額

職名	月額
会 長	200,000 円
常務理事	320,000 円

別表2 非常勤役員の報酬額

別表1以外の非常勤役員 日額 4,000 円

別表3 評議員の報酬額

日額 4,000 円